

## 文通費見直し 使途公開の義務づけも

国会議員に毎月100万円が支給される文書通信交通滞在費（文通費）は、使途の基準や範囲があいまいなうえ、公開の義務もない。政治家が事実上自由に使える「第2の給与」となっている現状に切り込まなければ、見直しの実はあがらない。

文通費をあらゆる手段なく在職日数に応じて口割りで支払えるよう、来月召集の臨時国会で歳費法が改正される見通しなった。10月31日投開票の衆院選で当選した新人や元職に10月分の満額が渡されたことに対し、日本維新の会の新人が、活動実態がないのにおかしいと問題提起したのがきっかけだ。

国会議員には、月額129万4千円の歳費（給与）と年2回の期末手当に加えて、文通費が支給される。93年の法改正で、「滞在」を加え、月額も75万円から100万円に引き上げられ

た。歳費の方は、10年に亘りつづける法改正を行つたが、文通費は放置したままだった。怠慢のそしりは免れまい。

ただ、本来問題とすべきは、文通費が「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」という、歳費法が定める目的のために支出されているかどうかだ。しかし、使途が明らかにされないので、チエックのしようがない。文通費の趣旨に照らせば、定額支給ではなく、上限を定めたうえでの実費請求とし、領収書とともに使途を公開するのが筋である。

衆院議長が設けた有識者による調査会が01年、衆院改革の柱のひとつとして議員の諸経費を取り上げ、文通費について、領収書をつけた使途報告書の提出・公開を義務づけるよう答申したが、たなびらしにされた。維新は14年分以降、所属議員任として、自民党から率先して見直しを実現した。

ただ、携帯電話やネットの普及で情報発信のあり方も大きく変わった。月100万円といふ金額の妥当性も含め、この際、根本から見直しありうる。

岸田首相は自民党総裁選で、公約に掲げた。議会第一党の責任として、自民党から率先して見直しを実現した。